

海外加盟店での日産カード利用における、為替処理等の事務経費につきまして

日産カード 会員規約	<p>(代金決済) 第 11 条 2.</p> <p>本人会員は、海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ日本国内におけるカード利用代金と同様の方法で支払います。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、カード利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用された交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として <u>所定の手数料率</u> を加算したレートを適用するものとします。</p>	新	<p>所定の手数料率 3.85% (消費税込)</p>
		旧	<p>所定の手数料率 2.20% (消費税込)</p>